

社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴い 個人情報の保護に関し検討することが考えられる点（金融分野）

【参考】社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針（1月31日）抜粋

6. その他

「番号」の導入に伴う個人情報保護の方策については、政府のみならず、「番号」を取り扱う事業者に関しても、そのあり方を検討する。

その際、特定の分野（例えば金融、医療等）については、法律上、追加的に措置すべき個人情報保護の方策があるかどうかにつき、後述VI. 4の「個人情報保護ワーキング・グループ」における検討を踏まえ、当該分野における各制度を所管する主務官庁において、今年5月を目途に一定の結論を得られるよう検討する。

○ 金融機関のみに対する措置等

番号を取り扱う民間事業者一般に対する義務規定及びこれを担保するための措置に関する議論を前提として、次の点をどのように考えるか。

1 義務規定について

- 民間事業者一般に対する義務規定に上乗せして、金融機関に対してのみ課すべき法律上の義務はあるか。

2 担保措置（検査・監督権限）について

- 民間事業者一般に対する担保措置に上乗せして、金融機関に対してのみ行使すべき検査・監督権限はあるか。